

岩手県告示第496号

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第27条第1項の規定に基づき、同項に規定する指定試験機関を次のとおり指定した。

令和2年8月4日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 指定試験機関の名称、主たる事務所の所在地及び試験事務を行う事務所の所在地

（1） 名称 一般財団法人日本准看護師推進センター

（2） 主たる事務所の所在地及び試験事務を行う事務所の所在地 東京都文京区本駒込二丁目28番16号

2 指定試験機関に行わせる試験事務の範囲

試験事務のうち受験願書の受付、試験の運営及び合否判定を除いた事務

3 指定年月日

令和2年6月1日